

報告第6号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定に基づき委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

平成25年7月11日提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、委員会の議決を経るいとまがなく専決処分したので、これについて委員会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

平成25年6月21日

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

平成25年6月21日付け財-99により次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第百五十三号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「この項」の下に「及び次項」を加え、附則に次の一項を加える。

7 職員の給料月額は、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に限り、第五条から第七条まで並びに附則第二項、附則第三項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定（同項の規定を除く。）による額から、当該額に当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる給料表及び次の表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。同項ただし書の規定は、この場合について準用する。

給料表		職務の級	割合
教育職給料表(一)	三級及び四級	三級及び四級	百分の七・七七
	一級及び二級	一級及び二級	百分の四・七七
教育職給料表(二)	三級及び四級	三級及び四級	百分の七・七七
	一級及び二級	一級及び二級	百分の四・七七
行政職給料表	三級から六級まで	三級から六級まで	百分の七・七七
	一級及び二級	一級及び二級	百分の四・七七
医療職給料表	三級から五級まで	三級から五級まで	百分の七・七七（三級の職員のうち第二十二条第五項の規定の適用を受けない職員にあつては、百分の四・七七）
	一級及び二級	一級及び二級	百分の四・七七

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第三十六号）附則第七項から第九項までの規定の適用を受ける職員に係るこの条例による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第七項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第三十六号）附則第七項から第九項まで」と、「（同項）」とあるのは「（前項）」とする。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

3 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年秋田県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「及び」の下に「第七項並びに」を加え、「の規定」を「及び第七項の規定」に改める。

平成二十五年六月二十一日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

市町村立学校職員の給料月額について、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間、一定の割合に相当する額を減ずる措置を講ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。